

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 所長 様

船橋市 健康・高齢部 介護保険課長

サービス提供事業所の休止等に伴うサービス調整等の対応について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。

各居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策を講じながら、利用者へのケアマネジメントにご尽力いただいていることと存じます。

しかしながら、未だ国内における新型コロナウイルスの感染拡大は続いており、このような状況を受け、今後、サービス提供事業所において、感染拡大防止の観点から、サービス提供の休止や縮小といった対応をする事業所がでてくることが予想されます。

つきましては、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターにおかれましては、サービス提供事業所が休止等を行った場合であっても、利用者が在宅において日常生活を継続することができるよう、必要な代替サービスの提供等について、サービス提供事業所と連携し、利用者や家族に丁寧な説明をした上で、できる限り速やかに調整を図っていただきますようお願いいたします。

その際は、サービス担当者会議について、対象事業所を限定した上で電話やメール等を活用して実施し、居宅サービス計画の変更については事後で実施していただくなど、できる限り柔軟に対応していただきますようお願いいたします。

また、アセスメントやモニタリングについても、感染拡大防止の観点から、訪問により利用者と対面することを避ける必要があると判断した場合には、電話等により状況把握した上で記録するなど対応をしていただきますようお願いいたします。

<問い合わせ>

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

船橋市 介護保険課 給付係 TEL：047-436-2304